

# かみふらの 議会だより

6月定例会

No. 43

平成16年7月25日



(江花 渡部純也さん宅の畑でのブロッコリー収穫作業から)

## — // 主な記事 // —

保健福祉総合センター条例を可決 ②

行政改革など4議員が一般質問 ⑤

町政のこれはどうなっているの 4『上水道・下水道』 ⑨



平成16年10月末、完成がまたれる保健福祉総合センター

設置及び管理に関する条例を可決

保健福祉総合センター条例を可決

・使用料等を決定・

「上富良野町保健福祉総合センター条例」を原案どおり可決しました。

この条例は、平成15年度から工事を進めていた保健福祉総合センターが今年度で完成することにより、施設の管理方法、使用料などについて定めたものです。

健康遊浴施設の使用料金は町外在住者の方については、1日券のみの発行となりますが、町内在住者の方については回数券、3月券、1年券の発行など優遇措置をとっています。

施行月日は平成16年11月1日からです。

◆健康遊浴施設使用料

使用区分		使用者区分(単位：円)	
		町内在住者	町外在住者
高校生以下	1日券	300	400
	回数券(11枚)	2,000	
	3月券	3,000	
	1年券	9,000	
一般	1日券	500	600
	回数券(11枚)	3,500	
	3月券	5,000	
	1年券	15,000	
高齢者 障害者	1日券	400	500
	回数券(11枚)	3,000	
	3月券	4,000	
	1年券	12,000	

- 1 未就学児は無料とする。ただし、未就学児の使用には保護者が同伴しなければならない。
- 2 介護が必要と認める高齢者及び障害者の「介護者」の使用料は無料とする。
- 3 高齢者とは、満65歳以上の者をいう。
- 4 障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された者をいう。

◆健康遊浴施設以外の施設使用料

使用区分	基本使用料(1時間当たり単位：円)	
	昼間	夜間
	午前9時～午後6時	午後6時～午後9時
多目的ホール(全面)	2,000	2,400
多目的ホール(半面)	1,000	1,200
診察室・控室・会議室	400	500
研修室A	500	600
研修室B	500	600
調理実習室	800	1,000
ボランティア活動室	300	400
その他共有部分	1㎡につき 10	1㎡につき 15
付帯施設	1㎡につき 10	1㎡につき 15
住宅福祉施設	別に町長が定める	

- 1 使用時間は1時間単位とし、1時間未満の使用は1時間とする。ただし、1時間を超えて使用した場合において1時間未満の使用があったとき、30分を超えるときは1時間とし、30分以下のときは切り捨てる。
- 2 営利を伴う使用料は、基本使用料に基本使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 11月1日から4月30日の間の使用料は、基本使用料に基本使用料の3割に相当する額を加算した額とする。
- 4 ステージを使用する場合の使用料は、附属設備を含め1回につき5,000円とする。
- 5 ステージ等、附属設備の設置又は特殊電気設備等を施すときは、その設備の設置は使用者が行い、当該設置又は設備に要する費用は使用者が負担するものとする。

## 上富良野町 子ほめ基金条例

「上富良野町子ほめ基金条例」を原案の通り可決しました。

本条例は、児童生徒の優れた個性や能力、社会性を発見し、これを表彰することによって、心身共に健全な児童生徒を地域ぐるみで育てることを目的に、平成16年度「文部科学大臣賞」を受賞したスガノ農機社長の菅野祥孝氏より町に百万円が寄贈され、その意向に沿って寄付を受けた資金をもとに基金を設立し、使途、管理方法を定めたものです。

施行月日は、平成16年7月1日からです。



## 医療費の助成に関する 3条例を一部改正

「重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例・乳幼児の医療費助成に関する条例・老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を原案の通り可決しました。

改正内容は、北海道医療給付事業の改正により、世帯の所得状況及び年齢による一部負担金制度が導入されるとともに、対象範囲の拡大などが改正され関係する3条例の一部を改正したものです。

議決にあたっては、一部負担金制度導入の是非などについて、質疑を行った後、起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

改正内容は

受給対象者範囲の拡大

ア 母子家庭等

現行 母子家庭等

改正後 ひとり親家庭等（父子家庭まで拡大する。）

イ 乳幼児

現行 通院3歳まで・入院6歳まで

改正後 通院・入院とも小学校就学前まで

一部負担金の導入

現行 初診時一部負担金のみ

改正後 3歳未満の受給者及び非課税世帯（世帯員全員が非課税）に属する受給者は初診時一部負担金のみ

右記以外の受給者は医療費の1割を自己負担する。

月額上限	通院のみ	12,000円
入院等		40,200円

北海道老人医療給付事業対象者の見直し

（対象年齢の引き上げ）

現行 65歳以上70歳未満

改正後 昭和14年7月31日以前に生まれたもので、70歳未満の者

対象者がいなくなった時点で事業を廃止

施行期日（今年度受給者証更新時より）

重度・ひとり親家庭等 平成16年10月1日

乳幼児 平成16年10月1日

北海道老人医療 平成16年8月1日

経過措置 一部負担金の導入に伴い、町単独事業（乳幼児のみ

初診時一部負担金の助成）を見直し、平成19年9月末までの医療費に限り、3歳未満（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの期間を含む。）の間においては、一部負担金（初診時一部負担金）を助成する。



## 意見書を国などに提出しました

地球温暖化防止のための森林  
吸収源対策の確実な推進を！

北海道では、林業・木材産業の採算性の悪化などの厳しい情勢から、間伐や植林などの事業活動が停滞しており、このままでは、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれることから、全国に先駆けて「北海道森林づくり条例」を制定し、その基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」を進めているところである。

京都議定書では、我が国の温室効果ガス削減目標6%のうち3.9%を森林で確保することとしており、とりわけ全国の森林面積の4分の1を占める北海道の森林に対しては、二酸化炭素の吸収・貯蔵を通じて地球温暖化を防止する機能を発揮する上で、国民から大きな期待が寄せられている。

国際公約となっている京都議定書における二酸化炭素吸収量を確保していくためには、森林整備に必要な財源の確保と道産材の利用促進を図り、森林吸収源対策を着実に進めていくとともに、これらを通じて、林業・木材産業の活性化、山村地域の振興を図ることが極めて重要である。

よって、国においては、吸収源対策としての森林整備を強力に進めるため、温暖化対策の創設を図り、その税収の活用目的に森林整備や保全を位置付けるよう強く要望する。

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣

総理大臣・総務大臣・財務大臣

厚生労働大臣・農林水産大臣

経済産業大臣・国土交通大臣

環境大臣

# 「上富良野町の合併についての意思を問う住民投票条例」が議員発議される。

発議案に対し、質疑、討論を経て起立により採決した結果、賛成少数で否決されました。

以下、提案理由、質疑内容、討論内容を掲載します。

**提案理由** 国の進める市町村合併は大きな問題で、本来は町が説明周知の後、住民投票又はアンケートを実施すべきと思うが、その努力は見えず住民の関心も薄く、これを杞憂して発議します。

富良野圏域に約200億円の財政支援のある合併特例法の期限である平成17年3月31日までに合併するのか、平成17年4月以降の財政支援のない新法のもとで、知事の勧告幹旋に対し、どこまで自立で頑張れるかです。

平成19年には基金もなくなり、後は赤字再建団体になるのではないのでしょうか。毎年5〜6億円の財政削減に住民を耐えさせ、且つ基金を使い果たし、赤字再建団体になっても痛みを与え続けるのか。又、その痛みは町民は耐えられるのか。このところを町民に関心を持ってもらいたく、住民周知を狙いとして本条例案を提案します。

提出者 町議会議員 梨澤節三  
賛成者 町議会議員 吉武敏彦

## 解説

### 議員の議案提出権

議員発議による議員の議案提出権は、地方自治法第112条により

議会の議決すべき事件について、議案提出には、議員定数の1/12以上の者の賛成が必要と規定され、当町議会では議員2名の賛成により議案提出が出来ます。尚、質疑の答弁は、提出者が行うこととなります。

## 質疑から

**問** どの市町村と合併するの具体的な話と、資料や情報提供が町民にない中で平成17年3月31日までに住民に問うのは、時期尚早ではないか  
**提出者** 道が示した合併構想枠があり、5市町村での広域行政を行っているので、相手が無い事にはならない。

**問** 投票資格を選挙人名簿に限った根拠と、将来を担う子供達も選択肢に考え、子供の範囲規定を入れなかったのか。

**提出者** 来年3月31日までと期限がせつばつまっているので、選挙人名簿は整理されている点を根拠とした。子供達も入れたいが、情報提供と説明理解に大変な作業を要するので、時間的制約があるので今の条件で進めたい。

**問** 合併問題については、町も情報公開を示す必要があり、議会も同然であるが、なぜ来年3月31日と期限限定をしたのか。

**提出者** 国の合併特例法という財政支援が付いたこの期間が、来年の3月31日という事で、国が示しているのです。

**問** 提案者は、合併特例債は17年3月31日で切れ、その後になると合併特例債の措置がなくなる懸念があつて、3月31日と判断しているが、旧法でも新法でも合併特例債等における地方交付税の措置はほとんど変わりません。3月31日に限定せず、将来を考える余地があると思つた。

**提出者** 合併特例債を目当てにしようという事を言われておりますが、町の財政は毎年5〜6億円づつ削減、削減で行き、町民はその痛みに耐えるか、合併の場合はこういうのがあるという住民への周知説明が必要で、町民が希望するものを、できるだけ叶えてあげたいという事で、来年3月31日がいいという事でございます。

## 反対

1. 全国的に合併への意思を問う住民投票は、合併相手と十分な協議を図り、最終決定前に住民の意思を問うものであります。本条例案は、どの自治体と合併なのか、合併によってどうなるのか、合併しなかった場合は等の判断材料となる情報が不十分で、住民と将来の町づくり論議を尽くす必要があります。この様な状況で、合併の意思を問う住民投票を行うのは、町民に混乱を招く可能性もあり、本条例の制定は時期尚早と考え反対します。

2. 提案者は、来年3月31日をもって合併の住民投票条例を制定したいとの事ですが、次の点で反対します。

町の財政、今後の進むべき方向への問いかけが始まったばかりである。

議会内部の論議が十分されていない。

住民に対する情報提供が不十分である。

住民投票の資格者での子供への配慮に検討を要す。住民投票の成立における1/2以上は、町の将来の事なので疑問がある。

合併特例債の期限3月31日以後の認識相違がある。住民に合併の賛否を問う事は否定しませんが、十分住民や議会の納得を得られない問題が数多く残されている内容での住民投票条例については、当面は反対の意思表示をします。

## 討論

平成17年3月には、合併についての第一段階として町の判断の時期です。町は新しいまちづくりは、住民との協働のまちづくりを大きな柱としています。この根底は、住民がどのように考え、どっちの方向を向いているのか、それを見極めてやらなければ協力も得られません。合併問題も同じです。合併についての、住民意思の判断材料として、住民投票は必要とし、本条例案に賛成します。



平成16年度版 ニセコ町予算説明書

Q 事業予算の内容を、もっとわかりやすく、冊子作成・配布等、情報提供改革を

A、過去の台所白書の反省をふまえ、住民情報開示の手法を検討したい

住民への情報提供のあり方について

**問** これからは町民も痛みを伴う町政をとの16年度の執行方針であるが、まず今年の予算、仕事の内容を理解してもらおう事から始めるべきではないか。例えばニセコ町では予算説明書「もっと知りたい今年の仕事」という冊子を作成し、全戸に配布しているが、この一冊があれば町政について十分理解できる。例えば学童保育のところを見ると、全体の予算、保育の対象者、保育料、場所、定員、入所受付時期など運営内容が詳しく記載され、町や道、国がどれ位負担しているか記載されている。そしてこの冊子は、町外の人も1冊千円で求めることができ、観光協会が取り扱っている。上富良野町も財政難であっても住民に行政を詳しく説明する必要があり、全世帯に1冊ずつ配布してはどうか。

のような財源を用いて、どのような仕事を行なうかをまとめ、その内容をわかりやすく町民に知らせる事が大切である。町づくりの基本原則の確立の考えに基づき、情報共有や行政評価システムの構築の中で具体的な検討を進め、実践していきたい。過去に台所白書を配布した事の反省も含め、その効果的な部分を考慮し、住民情報の開示についての手法を、検討していきたい。

**町民の痛み、応分の負担の町民の声の反映は**

**問** 町民の痛みの部分で言うと、公共施設の利用料金をはじめ、各分野での見直し作業等になると思うが、これら応分の負担を求めていくために、町民の声をどのような方法で反映しようとしているのか。

**町長** 町の公共サービスの担い手のあり方を再検討し、町民の代表組織として、行政改革推進町民会議を設置するとともに、パブリックコメント制度や町づくり



村上議員

トーク等直接住民の皆様との対話を深めていく取り組みを推進していきたい。

**退職時特別昇給の廃止を**

**問** 職員の退職時に給料を引き上げて退職金を増やす特別昇給制度を廃止しては

**町長** 今後、北海道市町村職員退職手当組合で負担区の見直しが検討されれば、関係団体と協議の上、見直すべきと考えている。

**防災危機管理計画に人材を**

**問** 国民保護法に対応した防災危機管理計画を作成してはどうか。それらの計画立案・作成能力、有事及び各種事態の対応に豊富な知識をもつ、防衛庁関係の人材を求めているかが。

**町長** 道の方向性と整合性のある中で上富良野町としての住民保護計画を策定したい。有識者等々の必要性があれば、知恵をお借りしながら、策定していきたい。

**上高の存続の対策は**

**問** 道内公立高校の来年度の計画案が示され、上川南部で1学級削減とあるが、

今年はおろうじて一年生42名で2クラスになったが、上高はどのようなことになっているのか、存続の対策は。

**教育長** 上川南地区において富良野高校で一学級削減の検討がなされたが、市の熱意が功を奏し、学級維持が確保された。上高においては、今後2学級が安定的に確保され、学校運営が図られると確信している。

**小規模校、僻地の将来的な再編、統合の考えは**

**問** 小規模校、僻地の再編・統合等についてどのようにお考えか。里親制度等取り入れるなどして、子ども達を増やしてはどうか。

**教育長** 平成22年には清富小学校が3人になる。現在6人だが、この現状を維持することがいいのか、里親制度も町の財政投資が非常に大きく、それまでして学校を地域に存続することが必要かどうか。ということが総合的に判断し、再編統合については真剣に考えなければならぬ。

Q 町民農園の更なる充実を。誰もが「こんな場所で野菜を育ててみたい」と思える場所で

A、利用者の意見を十分に聞き、場所の変更も含め今後の課題としたい



16区画が利用されている町民農園

**町民農園の充実を**

**問** 昨年度より、町民農園が富原の野菜育苗センターの所に開設されたことは、大変評価するものであるが、立地条件としては、決して望ましいとは言えないのではないか。せつかく、「日本一、空気の美味しいところ」と認定されたのだから、せめて雄峰十勝岳を眺めることができ、美味しい空気を味わえる、誰もが「私もこんな場所で野菜を育ててみたい」と思えるような、この町にふさわしい町民農園の開設を、市街地近郊の農業者のご理解、ご協力を求め、今後に向けて検討すべきではないかと思うが、どのようにお考えか。

**町長** 町民自ら、作物のまきつけから収穫までを体験することにより、農業に対する理解を深め、地産地消の意識を高めていく為に、平成15年度より町民農園を開設し、利用者から好評をいただいている。しかし農地については法

でさまざまな規制があり、地方公共団体、農業協同組合が行う農地の貸付は、1区画10アール未満、営利目的で農作物の栽培を行わないなど、一定の条件の下で町民農園を開設としているところである。

今後、利用者などの意見を十分にお聞きしながら場所の変更も含め、課題として検討をしてまいりたい。

**再質問** この件については、町長も深く理解を頂いているようなので、来年度に向け早急に場所の選択、検証に当たっていただきたいと考えているが。

**町長** これからについては、行政主体の町民農園ではなく、農業者自らが経営維持の方法として、農家の皆さん方がこれらの対応をやっていく、それらに対し行政がいかに支援していくかという点、今後そういった面を含めて十分検討をしていかなければならないと考えている。



岩田 議員

**新行財政改革に向け自らの削減策を**

**問** 新行財政改革基本方針（自立に向けた上富良野町再生プラン）を資料として出されたが、以前から町長は、5年後の財政規模は60億にしなければならぬと言われていたが、17年度には8億5千万円にも及ぶ歳入の減、それに伴い3億6千万円マイナスとなる財政状況が見込まれている。この様な状況の中、早急に更なる削減策が求められるが、町長は自らの削減策をどのように考えているのか、お伺いしたい。

**町長** 今年度上期には、行財政実施計画を町民皆様と協働で策定したいと考えている。基本方針には、「町づくりの基本原則の確立」「行政内部改革の徹底」「住民との協働による改革の徹底」の3本を提起しているが、自らの削減策については「行政内部改革の徹底」の中で具現化を果たしている。町

民との信頼関係を強化し、組織のトップとして、職員に範を示すとともに、改革の先頭に立ち、その牽引力を発揮してまいりたい。

**再質問** 町長は、聖域なき行財政改革を行うと、おっしゃりましたが、具体的な改革案が見受けられない。自らの部分においては、大変消極的に見受けられる。それが為に、財政の厳しさ、大変さがなかなか町民には伝わっておらず、町民と行政の温度差を強く感じるがどのようにお考えか。

**町長** 今後、全ての行政情報、いかに住民に知っていただくか。そのことにより、皆様に町政に対する関心を持っていただけるようになるかと考えている。上期内には何とか行財政改革の実施計画を策定し、来年度の予算編成に対応できるように体制を整えたいと考えており、また、内部的な改革については、自ら私率先して対処していかねばならないと考えている。

Q

上富良野小学校の改築計画と  
西小学校のグラウンド整備を早急に

A、上富良野小学校の改築計画は第5次総合計画で、  
西小学校グラウンド整備は17年度で検討したい



整備がまたれる西小学校グラウンド

**上富良野小学校の改築と西小学校のグラウンド整備を早急に**

**問** 上富良野小学校は30年代と40年代に建設され、老朽化が激しくなっている状況であり、早急な改築計画が必要では。また、西小学校のグラウンド整備についても、水はけが悪くバックネット等の改修等の要望が出されており、今後の対応について伺いたい。

**教育長** 上富良野小学校の整備計画については、年数とともに校舎の老朽化が著しく、腐食により床が落ちたり、外壁の損傷や排水管の老朽化等による悪臭などの問題が発生している。校舎の安全管理の面からも、町長部局とも十分協議を進め、第5次総合計画の早い時期に位置付けをしたい。また、西小学校のグラウンド整備については、水はけが悪いため、校外活動に大きな影響があり、17年度で予算化し整備できるよう協議したい。

**火山灰採掘所の復元指導の徹底を早急に**

**問** 草分地域の火山灰採掘所の復元対策がとられていないが、町、道の対応について伺いたい。

**町長** 事業者が復興を確保していないため、平成14年10月18日と平成16年1月22日に、業者立会いのもとで上川支庁による現地指導が行なわれ、町も同席した中で、沈殿池の設置、排水路整備、植林による復旧などを盛り込んだ計画を立て、変更許可申請をするよう業者に改善を求めた。

**再質問** 現状では、排水路沈殿池も素堀でいいかげんなもので、厳しい行政指導と監視ができる町独自の条例が必要では。

**町長** 地域の皆さんの理解を得ながら、課題としたい。  
**緊急通報システムの待機者を無くす対策を早急に**  
**問** 高齢者や身体障害者世帯にとつては、日常生活に欠かせない緊急通報システムの設置計画は。



米沢議員

**町長** 各地区の民生児童委員の協力により、緊急性の高い方から優先的に設置を進めている。当面は現保有台数の中で、若干の時間を有するがほぼ充足されている状況にあると考えている。

**問** 予算化すべきものは予算化して、速やかに設置するという措置が必要では。

**町長** 申請者に対して取り外し者との数があわず待機期間が長くなるという状況も十二分に予測もされるので、何台かのシステムを確保しておいて、申込者に対応していけるような手法も検討していきたい。

**療養型やショートステイのベッド整備を早急に**

**問** ショートステイや療養型を利用したいという介護認定者が増加しており、早急な整備が必要では。

**町長** 町立病院に介護療養型病床を20床設けているが、空きベッドがない。また、ショートステイについても、ラベンダーハイツに10床設置しているが、満床の日が

多い傾向にあり、利用者への空きベッド確保の対応に苦慮している。他市町村と協議していきたい。

**問** 町の行なったアンケートでも、ショートステイや療養型の要望が高く、町独自の設置計画を明確にすべきでは。

**町長** 協会病院が40床を廃止する。その受け皿をどうするかということも、課題としてあり、町の施設のベッド数の見直しも十分配慮して考えたい。

**乳幼児と親が楽しく遊べる居場所の確保を早急に**

**問** 親子がともに遊べてふれあいのできる居場所づくりが必要では。

**町長** 乳幼児を持つ子育て中の親が、子どもと一緒に遊び、打ち解け、語り合うことで精神的な安定感となり、育児への悩み解消へつながるものと認識しており、保健福祉総合センター、老人身障保健センターなど、施設の一部の活用を図るよう考えている。

Q 駅駐輪場の長期駐車自転車に

対する対策がなされていないが

A、条例・規則に基づき早急に対応したい



長期に放置された駅裏駐輪場

**JR上富良野駅周辺の自転車駐輪場管理について**

**問** 平成9年11月に駅前駐輪場が設置されたが、管理体制について伺いたい。

**町長** 管理は高齢者事業団に委託し、主な業務内容は施設内の清掃、駐車自転車の整理、駐車台数の確認、除雪等となっている。

**問** 長期駐車自転車について、私の調査では平成14年度から使用不可能なものが40数台放置されたままで、条例等に基づく管理はどのようにされているのか。

**町長** 条例上、2週間以上駐車し続けている自転車は、長期駐車自転車として扱い、以後所有者の調査や引取りに関する告示等、所定の手続きを経て、当該自転車の廃棄処分ができる事になっているが実施していない。今後はこの条例等に基づき、適正な取り扱いに努めてまいりたい。

**再質問** 駐輪車の実態を見ると、条例に基づく諸手続が行なわれた形跡がない。

特に長期駐車自転車のうち20数台については「防犯登録」や「通学用登録」を確認することによって所有者・使用者が判明し、引取りが可能なのに放置されている。その実態を町長はどう判断するのか、見解を求めたい。

また、駅裏駐輪場は長期放置自転車が半分を占め、日常の駐輪は路上にあふれている。その措置を早急に行なうとともに、駅前駐輪場屋上で使われていない駐輪置台を、移動設置して整理とした駐輪場にする考えはないか伺いたい。

**町長** 平成14年度までは防犯協会の協力により、対応してきた。それ以降は条例施行規則等に基づく対処がなされていなかった事の報告を受け、誠に申し訳なく思っている。助役に対し、条例規則に対応した措置を早急にするよう強く指示をいたしました。提言ありました、自転車置台等は正していく認識である。



中村 議員

**上富良野公民館の改修について**

**問** 公民館は昭和46年に建設され、以来32年を経過し施設の老朽化が進み、図書室は蔵書の重み等で危険な状況にあると、平成15年12月定例町議会で公民館改修実施設計予算が計上された。しかし、財源の関係で改修事業費の平成16年度予算化は見送られたが、公民館改修、図書室の一階への改修移転は、平成17年度に実施するのか明瞭な答弁を求めたい。

**教育長** 公民館の老朽化と機能上の不向き、施設の安全性の確保から大規模改修を計画し、既に実施設計を終えている。しかし、改修には多額の財政投資を要することから、町の厳しい財政状況を勘案し、平成17年度に道の補助採択を受けて図書室の改修を含めた大規模改修事業を実施する。

**問** 公民館1階の天井板がさがり、下から支えている状況なので、安全性から早急に措置すべきではないか。

**教育長** 専門家の点検結果の意見では、すぐ落下する危険は無いとの事だが、下から胴縁等で応急処置をしている状態である。利用者の安全と事故の未然防止に向け、明年度の大規模改修までの間、保守点検に細心の注意を払いながら、その対応を講じていきたい。

**公共的建物、公園等での器物損傷について**

**問** 最近深夜に、無人の公共施設での、器物損傷行為が聞かれるが、その実態と対策を伺いたい。

**町長** 本年度は日の出公園、日の出公園オートキャンプ場、島津公園等であり、その実被害額は8万5千円である。その対策については警察のパトロールの回数の増、防犯協会等々の関係組織との連携を密にし、広報誌や防災無線による呼びかけ等で住民の皆様方、青少年の皆さんのモラルの育成と醸成に努めていきたい。



「町政のこれはどうなっているの？」シリーズ 4として、住民の生活に欠かせない「水」を今回はとりあげてみました。

町では、住民の快適な生活を維持する為、上水道・下水道の事業を行っています。

上水道事業は、現在十勝岳の麓及び東中倍本の2ヶ所の湧水を各家庭に給水しています。皆さんの毎日の暮らしに安全でおいしい水をたえまなく送り続ける為に水道施設の拡張や、改良、整備さらに日常の維持管理が必要です。



水道事業(上水道企業会計) H14決算

収益的収入(税込み) (単位：円)

収入	水道事業収益	185,808,226
内訳	営業収益	174,294,134
	営業外収益	11,343,931
	特別利益	170,161

支出	水道事業費用	168,725,300
内訳	営業費用	116,460,275
	営業外費用	50,838,131
	特別損失	1,426,894
	予備費	0

資本的収支(税込み) (単位：円)

収入	資本的収入	33,412,139
内訳	負担金	961,739
	固定資産売却代金	150,400
	工事負担金・補助金	0
	出資金(他会計)	0
	企業債	32,300,000

支出	資本的支出	90,801,264
内訳	建設改良費	59,213,603
	企業債償還金	31,587,661
	固定資産取得費	0

不足額 (資本的収入 - 資本的支出)		57,389,125
不足額の補填	過年度分損益勘定 保留資金	57,389,125



## 上水道

### 上水道事業の状況

水道事業は、地方公営企業法の適用を受け、町の財政と別に企業会計を設け独立採算を原則とし、その維持管理は利用者の皆さんの支払われる水道料金で賄われています。

事業内容を見ると、施設利用率は49.6%で最大稼働率89%となっており、水の使用供給にはまだ十分余裕のある事が伺えます。

供給単価は180・32円/m<sup>3</sup>、給水原価は174・34円/m<sup>3</sup>、収益率は144%で平成14年度は、1千429万3千円の純利益を上げています。

料金改定も過去5回実施し、平成11年4月に改定をしています。これは、平成8年度から5カ年計画で老朽化した石綿セメント管の布設替え工事に係る借入金等の費用増加のため経営が圧迫され、平成9年度及び平成10年度決算で赤字決算となったため、改定したものです。

### 富良野沿線の水道料金

(単位：円)

市町村名	区分	一般用		営業用	
上富良野町	基本料金	8 m <sup>3</sup> まで	1,512	20 m <sup>3</sup> まで	3,448
	超過料金	1 m <sup>3</sup> につき	157	1 m <sup>3</sup> につき	175
富良野市	基本料金	8 m <sup>3</sup> まで	1,253	16 m <sup>3</sup> まで	2,922
	超過料金	1 m <sup>3</sup> につき	183	1 m <sup>3</sup> につき	218
中富良野町	基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,618	16 m <sup>3</sup> まで	3,225
	超過料金	1 m <sup>3</sup> につき	161	1 m <sup>3</sup> につき	161
南富良野町	基本料金	8 m <sup>3</sup> まで	1,193	16 m <sup>3</sup> まで	2,714
	超過料金	1 m <sup>3</sup> につき	111	1 m <sup>3</sup> につき	125
占冠村	基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	890	20 m <sup>3</sup> まで	1,735
	超過料金	1 m <sup>3</sup> につき	65	1 m <sup>3</sup> につき	70

## 今後の推移と課題

上水道事業が町民の日常生活に直結し、欠くことのできないものとして使用開始以来30年を経過いたしました。

最近の決算状況については、年間約1千万円程度一般会計からの負担により、会計的には黒字の決算となっております。

今後の課題は、有収率が82.4%で、将来の老朽管の漏水防止等維持管理に多額の経費を要すること。地下水を利用して世帯を除いては、ほぼ100%に近い普及率となっており、料金収入の増加は望めないこと。農村部では、簡易水道事業や飲料水供給施設など水道事業も幅広くなっており、水道事業全体を見ながら安定供給と経営に努めていく事が重要であり、受益者負担の原則に基づき健全な公営企業としての運営に努め、安全で良質な水道水の安定供給に努めていく事が必要です。

## 上水道料金改正は

水道料金改定は、将来の経営の予想・原価計算、改定前料金との比較、上川管内や道内類似団体との比較、一般家庭用、営業用、団体用などの区分設定、簡易水道との連携を検討し、十分な協議を重ね条例の改正が必要となります。

## 下水道

下水道は、生活に伴って生じる汚水を速やかに排除し、水洗化によって生活環境の改善を図るとともに、市街地での浸水を防ぐための根幹的な施設で、河川等の公共水域の水質保全にも大きな役割を果たしています。下水道は施設を完成させるだけではその目的は達成されず、稼働後の適切な維持管理が必要であり、処理場は一日も休むこともなく汚水を処理しており、その費用は下水道使用料と一般会計からの繰出金で賄われています。

## 下水道事業の状況

下水道事業は、地方公共団体が経営する企業（公営企業）と位置づけられており、地方公営企業法の適用の有無にかかわらず、経費の負担区分を前提とした独立採算制が義務付けられており、経営収支状況が明らかになるよう、一般会計から独立した特別会計を設けています。

平成14年度決算状況表1・2を見ると、歳入では下水道使用料は12・53%で他は受益者負担金、補助金、一般会計繰入金、町債、繰越金となっており独立採算にはほど遠い状況です。歳出は、一般管理費5・91%、施設管理費6・42%で下水道事業の維持管理費は12・35%で、他は施設の拡張等の工事費60・52%と借入金の返済11.6%、支払利息15・48%です。

下水道事業は、施設の拡張工事、その維持管理に多大な費用が必要となります。現在、下水道事業地方債未償還額（借金）は、34億9千9百万円で、支払利息を合わせると48億9千5百万円になり、平成20年には元利償還費は2億6千万を超え一段と厳しい状況を迎えます。地方債元利償還金（資本費）は使用料で賄わなければならないものとされていますが、賄いきれていないのが現状です。

一般会計繰入金は、一般会計が負担することとされている経費について繰出基準に基づいて下水道事業会計へ繰り出されたものですが、現実には、繰出基準に基づくもの以外のものとして、財源の不足分も一般会計より繰り出されています。

表-1

歳入費目別比較 (H14年度)

(単位：円)

科目	金額	比率
受益者負担金	22,183,320	2.513%
下水道使用料	110,635,407	12.535%
国庫補助金	272,800,000	30.907%
一般会計繰入金	190,217,000	21.550%
町債	237,400,000	26.897%
繰越金	40,894,206	4.633%
その他	8,516,061	0.965%
合計	882,645,994	

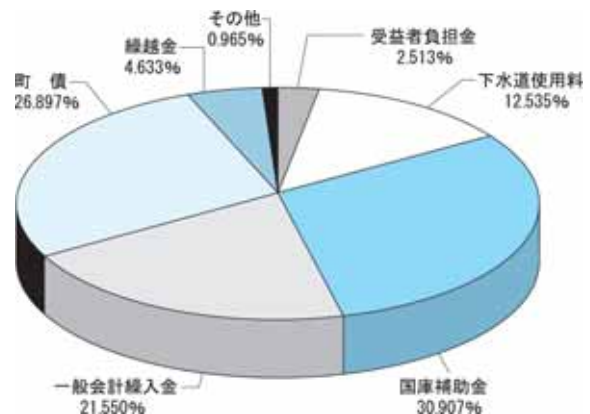
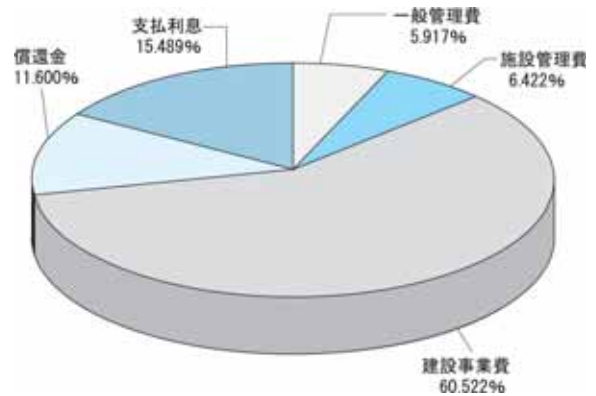


表-2

歳出費目別比較 (H14年度)

(単位：円)

科目	金額	比率
一般管理費	51,541,378	5.917%
施設管理費	56,116,763	6.442%
建設事業費	527,457,243	60.552%
償還金	101,036,737	11.600%
支払利息	134,923,161	15.489%
合計	871,075,282	



## 今後の推移と課題

下水道事業を健全に運営していくためには、管理費の財源確保が不可欠です。

下水道事業は、一般会計による負担によって経営を賄うことが認められている経費以外の経費については、下水道事業の経営に伴う収入（下水道使用料）で賄わなければならないとされています。

下水道使用料は、汚水の処理に係る維持管理費、具体的には、人件費、動力費、薬品費、施設補修費、管渠清掃費及びその他の維持管理費と汚水に係る資本費（地方債元利償還費）に充てられますが、維持管理費は100%賄えてはいるものの資本費を含めると半分も賄えていないのが現状です。この使用料の不足分を一般会計からの繰出金で補っており、地方財源が一段と厳しさを増しているなか、一般会計に及ぼす影響も大きくなってきました。

平成3年の供用開始から13年が経過し下水道整備も最終段階に入り、平成15年度未普及率は73%、水洗化率は82・7%に達し、今後は機械の更新、修繕を含めた維持管理中心の時代を迎えます。



上富良野浄化センター

など財源確保の企業努力を重ねるとともに、使用料水準の適正化に努める必要があります。

今後は、町財政が一段と厳しくなるなか、下水道使用料の見直しが必要となることとなります。下水道使用料を設定する要素としては、料金改定により住民の高額負担感が強くなり、水洗化普及に影響を与えない水準であること、住民に理解を得られる水準であること、全道の平均との均衡を考慮した水準であること、下水道特別会計として、経営上必要な水準であること等を十分考慮して検討していく事が重要です。

富良野沿線の下水道使用料

(単位：円)

市町村名	区分	一般用
上富良野町	基本料金	8 m <sup>3</sup> まで 1,120
	超過料金	1 m <sup>3</sup> につき 140
富良野市	基本料金	8 m <sup>3</sup> まで 1,008
	超過料金	1 m <sup>3</sup> につき 168
中富良野町	基本料金	10 m <sup>3</sup> まで 1,275
	超過料金	1 m <sup>3</sup> につき 151
南富良野町	基本料金	8 m <sup>3</sup> まで 1,080
	超過料金	1 m <sup>3</sup> につき 84
占冠村	基本料金	10 m <sup>3</sup> まで 950
	超過料金	1 m <sup>3</sup> につき 95

# 議会の“窓”

## 全道議員研修会・長沼町視察 ～参議院議員選挙の動向は～

7月7日、8日の二日間、議員全員による視察研修を行いました。7日は、札幌コンベンションセンターで開催された、北海道町村議会議長会が主催する全道議員研修会に参加し、政治家評論家の森田実氏から「政局展望」について、北海道大学大学院法学研究科教授の神原勝氏から「自治体再構築の課題と展望」をテーマに講演を受けました。森田氏は、参議院議員選挙の動向とこれからの日本のキーワードは「水と食糧とエネルギー」で、食料の自給率を高め、地方と中・小企業を大事にせよと言っていました。8日は、町議会独自の研修として、長沼町を訪問し、「高度情報化推進事業」と「道の駅マオイの丘公園に併設されている農産物直売所」について、視察調査を行いました。

7月7日、8日の二日間、議員全員による視察研修を行いました。7日は、札幌コンベンションセンターで開催された、北海道町村議会議長会が主催する全道議員研修会に参加し、政治家評論家の森田実氏から「政局展望」について、北海道大学大学院法学研究科教授の神原勝氏から「自治体再構築の課題と展望」をテーマに講演を受けました。森田氏は、参議院議員選挙の動向とこれからの日本のキーワードは「水と食糧とエネルギー」で、食料の自給率を高め、地方と中・小企業を大事にせよと言っていました。8日は、町議会独自の研修として、長沼町を訪問し、「高度情報化推進事業」と「道の駅マオイの丘公園に併設されている農産物直売所」について、視察調査を行いました。



活発な質疑がかわされた長沼町視察



### 議会の動き

- 【4月】
- 5日 議会広報特別委員会
- 9日 まちづくり研究会
- 12日 議会広報特別委員会
- 27日 産業建設常任委員会
- 【5月】
- 10日 市内草地組合議会
- 17日 第1回臨時会
- 21日 鹿児島県始良伊佐郡町議会議長会視察来町
- 27日 議会運営委員会
- 【6月】
- 4日 産業建設常任委員会
- 8日 厚生常任委員会
- 10日 総務文教常任委員会
- 16日 議員協議会
- 17日 議会運営委員会
- 18日 議会広報特別委員会
- 21日 第2回定例会（1日目）
- 22日 第2回定例会（2日目）
- 【7月】
- 1日 福島県猪苗代町議会視察来町
- 6日 議会広報特別委員会
- 7日～8日 全道議員研修会・長沼町視察（札幌市、長沼町）
- 13日 議会広報特別委員会
- 13日 津市議会民主クラブ視察来町

### 赤えんぴつ

議会広報の中で、「これはどうなっているの？」シリーズでは、町広報誌で伝えきれない部分や、町民の知りたい事柄を、広報委員が2班に分かれ、独自にテーマを考え、調査や取材などによって資料を収集し、自らが編集する紙面です。

11月1日開設予定の保健福祉総合センターのステージに設置される緞帳に、我が町に美術館を持つ、後藤画伯の「臥龍の桜」の絵が織り込まれることになりました。この桜の木は岐阜県飛騨高山にあり、龍が臥（ふ）している姿に見えることから臥龍の桜と呼ばれ樹齢1200年という長寿の桜の木を、後藤画伯が4年の歳月をかけてかきあげられたものでとても優雅で力強い作品です。高齢者の利用が多いこの施設にはとても相応しい絵です。町民にはいつまでも健康で長生きしていただきたいという願いを込め、観る人の心を豊に安らかなる気持ちにさせてくれることを願うものです。



- (岩田 記)
- 委員長 中村有秀
  - 副委員長 渡部洋己
  - 委員 西村昭教
  - 米谷 一
  - 岩田浩志
  - 金子益三

議会の傍聴は自由です！ 当日、受付で名前などを書くだけです。

この広報紙の色は町花ラベンダーをイメージしたものです。

発行/上富良野町議会 印刷/㈱上富印刷  
〒010-0516 北海道空知郡上富良野町大町二二二  
☎(0177)4916991 ㊟(0177)4915361